

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月6日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社 I H I
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区豊洲三丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6204 - 7800 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 植田 満
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社 I H I (東京都江東区豊洲三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社 I H I をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、石川島建材工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

石川島建材工業株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式を11,090,445株（対象者が平成23年11月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数20,746,000株に対する割合：53.46%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様とします。））を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、2,740,222株（対象者の発行済株式総数20,746,000株に対する割合：13.21%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における当社の株券等所有割合が3分の2を上回る水準（所有株式数：13,830,667株、対象者の発行済株式総数20,746,000株に対する割合：66.67%）となるよう設定しております。

また、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。）により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなる予定です。本取引が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、対象者公表の平成24年2月3日付「支配株主である株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致で行ったとのこととす。

#### (2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさや安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

対象者は、1974年（昭和49年）12月に当社の鉄構事業部建材部から分離独立し設立され、コンクリート系及び鋼製双方のセグメントを生産する企業として発展してきました。さらに自走式立体駐車場や防音壁等の建築分野にも進出し、1988年（昭和63年）3月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に株式を上場しました。

一方、公共事業の縮減と民間建設投資の低迷により平成17年3月期からは売上高が減少に転じ、特に、平成19年3月期には45億円の純損失に転落するとともに、3期連続で純損失を計上しました。このため2008年（平成20年）11月に事業構造の再構築と財務基盤の強化を目的とした経営改善中期計画を策定し、強みを持つ分野への集中、収益性を重視した営業活動の推進や組織の見直しとスリム化を進めることで、平成22年3月期から純利益を計上しています。

しかしながら、対象者の事業環境は急速に変化しており、平成24年3月期第2四半期決算で公表されたとおり、再度純損失の計上が避けられない見通しとなり、2011年（平成23年）7月には希望退職者の募集、同年10月には自走式立体駐車場事業を当社グループ会社のIHI運搬機械株式会社へ譲渡するなど収益改善に取り組んでいますが、先行き不透明な経済情勢や今後の競争環境次第では、対象者単独ではこのような状況の解消が困難になる可能性があります。

以上のような状況認識に基づき、当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年（平成23年）9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や当社が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、当社の完全子会社とした上で当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、平成24年2月3日に当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社にとりましても、対象者の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体としてのコスト削減効果も期待できるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者は平成24年2月3日に「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は当社の連結子会社であり、また対象者の取締役のうち1名及び社外監査役のうち2名が当社の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

（ ）市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。

（ ）DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値148円に対して18.24%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 109円～143円

DCF法 121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値(143円、ただし小数点以下を四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(126円、ただし小数点以下を四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(109円、ただし小数点以下を四捨五入)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したD C F法において算定の基礎となる事業計画は、平成29年3月期までの将来の事業計画であり、平成24年3月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

#### 対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する提案(以下「本提案」といいます。)に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない対象者取締役藤生和幸氏(以下「本取締役」といいます。)に対し、当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である社外監査役清水知彦氏(以下「本独立役員」といいます。)の監査のもと、( )当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、( )前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、( )平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、( ) (a)本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイズアウト(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同様であります。)の際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに( )本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の見解のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付け価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の見解のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の見解のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

#### 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以

下同じ。)を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び 当該全部取得条項が付された対象者の普通株式の全て(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれの議案を平成24年5月に開催予定の対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議するよう対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、その全て(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき対象者の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者の当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者の当該株式の売却価格(及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額)については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう算定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記の(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の当社の株券等保有割合、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、当社は、当社以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することを予定しております。この場合における対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。上記の具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後において当該基準に該当しない場合でも、その後、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社は対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数】

### (1) 【買付け等の期間】

#### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月6日(月曜日)から平成24年3月16日(金曜日)まで(30営業日)
---------	--

公告日	平成24年2月6日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。(電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

**【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】**

該当事項はありません。

**【期間延長の確認連絡先】**

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金175円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券( )	
株券等預託証券( )	
算定の基礎	<p>当社は、みずほ証券及び野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>( ) 市場株価基準法</p> <p>平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。</p> <p>( ) DCF法</p> <p>対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。</p> <p>当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値148円に対して18.24%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p>

算定の経緯	<p>(買付価格の決定に至る経緯について)</p> <p>当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年(平成23年)9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や当社が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、当社の完全子会社とした上で当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>(意見の概要)</p> <p>みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>( )市場株価基準法</p> <p>平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値(150円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(143円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(126円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(109円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。</p> <p>( )DCF法</p> <p>対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。</p> <p>(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)</p> <p>当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付価格を175円とすることに決定いたしました。</p>
-------	--

なお、本公開買付価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり175円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値148円に対して18.24%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（買付者の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 109円～143円

DCF法 121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（143円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（126円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（109円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したDCF法において算定の基礎となる事業計画は、平成29年3月期までの将来の事業計画であり、平成24年3月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本提案に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない本取締役に対し、当社及び対象者から独立した本独立役員の監査のもと、( )当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、( )前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、( )平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、( ) (a)本取引は、当社グループ内のシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイズアウトの際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに( )本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイズアウトの際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

	<p>なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。</p> <p>比較的長期に渡る買付け等の期間の設定</p> <p>当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,596,062 (株)	2,740,222 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数に記載しております。当該最大の数、対象者が平成23年11月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(20,746,000株)から、対象者が平成23年10月31日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(59,493株)及び本書提出日現在における公開買付者が保有する対象者の普通株式の数(11,090,445株)を控除した対象者株式の数(9,596,062株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	9,596
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(d)	11,090
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)	133
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	20,581
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	46.39
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,596,062株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成23年11月10日提出の第38期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(20,746,000株)から対象者が平成23年10月31日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信[日本基準](連結)に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(59,493株)を控除した20,686,507株に係る議決権の数(20,686個)を「対象者の総株主等の議決権の数(j)」として計算しています。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（中央三井信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設してもらえない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問合せ下さいようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り、）の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,679,310,850
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,700,000
合計(a)+(b)+(c)	1,713,010,850

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(9,596,062株)に、本公開買付価格(175円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	18,540,972
計(a)	18,540,972

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

18,540,972千円 ( a ) + ( b ) + ( c ) + ( d )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と当社との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成24年3月23日(金曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「 7 応募及び契約の解除の方法」の「( 2 ) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「 10 決済の方法」の「( 4 ) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付けの結果について、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第 2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### ( 1 ) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	役職	氏名	生年月日	職歴	所有株式の数 (千株)
計					

#### ( 2 ) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

#### ( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第194期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日) 平成23年 6 月24日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第195期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

なお、公開買付期間中の平成24年2月13日頃に、第195期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月4日関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社 I H I

（東京都江東区豊洲三丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,252 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	11,252		
所有株券等の合計数	11,252		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式59,493株を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個として計算しております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数合計29個が含まれております。

(注3) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者である対象者の役員の石川島建材工業役員持株会における持分に相当する対象者株式に係る議決権の数合計8個が含まれております。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,090 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	11,090		
所有株券等の合計数	11,090		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	162 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	162		
所有株券等の合計数	162		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式59,493株を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個として計算しております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数合計29個が含まれております。

(注3) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者である対象者の役員の石川島建材工業役員持株会における持分に相当する対象者株式に係る議決権の数合計8個が含まれております。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	石川島建材工業株式会社
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号
職業又は事業の内容	土木事業及び建築事業、コンクリート製品、土木・建設資材などの製造・販売
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	株式会社 I H I シバウラ
住所又は所在地	長野県松本市石芝一丁目1番1号
職業又は事業の内容	エンジン、トラクタ、消防ポンプ、その他の製造・販売
連絡先	連絡者 株式会社 I H I シバウラ 執行役員・財務室長 浅輪 学 連絡場所 長野県松本市石芝一丁目1番1号 電話番号 (0263) 25-4511 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	岡田 秀夫
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	福澤 勝
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	加藤 裕章
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	藤生 和幸
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	染谷 洋樹
住所又は所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常勤監査役
連絡先	連絡者 石川島建材工業株式会社 経営統括部財務部長 池田 孝行 連絡場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話番号 (03) 6271-7211(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	橋本 博英
住所又は所在地	茨城県行方市麻生3347番地1(関東セグメント株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	関東セグメント株式会社 取締役
連絡先	連絡者 関東セグメント株式会社 取締役 新井 廣行 連絡場所 茨城県行方市麻生3347番地1 電話番号 (0299) 72-0851(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	加藤 雅一
住所又は所在地	山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地(中部セグメント株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	中部セグメント株式会社 取締役
連絡先	連絡者 中部セグメント株式会社 代表取締役 深田 雄次 連絡場所 山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地 電話番号 (0556) 67-3246(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	小林 俊夫
住所又は所在地	山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地(中部セグメント株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	中部セグメント株式会社 取締役
連絡先	連絡者 中部セグメント株式会社 代表取締役 深田 雄次 連絡場所 山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地 電話番号 (0556) 67-3246(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	窪津 亨
住所又は所在地	山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地(中部セグメント株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	中部セグメント株式会社 取締役
連絡先	連絡者 中部セグメント株式会社 代表取締役 深田 雄次 連絡場所 山梨県南巨摩郡南部町万沢4610番地 電話番号 (0556) 67-3246(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	前田 啓二
住所又は所在地	神奈川県横浜市鶴見区小野町61番地1(ジャパントネルシステムズ株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	ジャパントネルシステムズ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ジャパントネルシステムズ株式会社 代表取締役 荒池 正幸 連絡場所 神奈川県横浜市鶴見区小野町61番地1 電話番号 (045) 521-8203(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	上野 隆
住所又は所在地	東京都港区海岸三丁目22番23号(株式会社アイ・エイチ・アイ・マリン 所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アイ・エイチ・アイ・マリン 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アイ・エイチ・アイ・マリン 取締役 上野 隆 連絡場所 東京都港区海岸三丁目22番23号 電話番号 (03) 3454-4770(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月6日現在)

氏名又は名称	平田 豊
住所又は所在地	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号(ターボ システムズ ユナイテッド株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	ターボ システムズ ユナイテッド株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ターボ システムズ ユナイテッド株式会社 取締役 平田 豊 連絡場所 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 電話番号 (03) 5611-5988(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

石川島建材工業株式会社

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式59,493株を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個として計算しております。

株式会社IHIシパウラ

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 株式会社シパウラは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社シパウラの「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岡田 秀夫

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	43 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	43		
所有株券等の合計数	43		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等には、石川島建材工業役員持株会における持分に相当する株券等の数1個を含めております。

福澤 勝

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	34 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	34		
所有株券等の合計数	34		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等には、石川島建材工業役員持株会における持分に相当する株券等の数2個を含めております。

加藤 裕章

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	29		
所有株券等の合計数	29		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等には、石川島建材工業役員持株会における持分に相当する株券等の数1個を含めております。

藤生 和幸

(平成24年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	7		
所有株券等の合計数	7		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 藤生和幸は、小規模所有者に該当いたしますので、藤生和幸の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。なお、上記の所有する株券等には、石川島建材工業役員持株会における持分に相当する株券等の数1個を含めております。

染谷 洋樹

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	27		
所有株券等の合計数	27		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等には、石川島建材工業役員持株会における持分に相当する株券等の数3個を含めております。

橋本 博英

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 橋本博英は、小規模所有者に該当いたしますので、橋本博英の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

加藤 雅一

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 加藤雅一は、小規模所有者に該当いたしますので、加藤雅一の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小林 俊夫

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 小林俊夫は、小規模所有者に該当いたしますので、小林俊夫の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

窪津 亨

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 窪津亨は、小規模所有者に該当いたしますので、窪津亨の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

前田 啓二

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 前田啓二は、小規模所有者に該当いたしますので、前田啓二の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

上野 隆

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上野隆は、小規模所有者に該当いたしますので、上野隆の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平田 豊

(平成24年 2月 6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 平田豊は、小規模所有者に該当いたしますので、平田豊の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月6日現在)(個)(g)」に含めておりません。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 対象者との取引

当社と対象者との間の重要な取引の内容及び取引金額は次のとおりです。

取引の内容

(単位：千円)

決算年月	平成21年3月期 (第192期)	平成22年3月期 (第193期)	平成23年3月期 (第194期)
防音壁等委託	891,966	419,862	8,020
事務所賃貸料他	185,182	212,107	77,234
資金の貸付	-	-	3,610,222
利息の受取	-	-	1,108
資金の借入	-	-	2,126,022
利息の支払	-	-	427

期末残高

(単位：千円)

決算年月	平成21年3月期 (第192期)	平成22年3月期 (第193期)	平成23年3月期 (第194期)
買掛金	299,170	63,609	941
未収入金	66,635	18,213	14,275
短期貸付金	-	-	445,996
短期借入金	-	-	50,000

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 防音壁等の委託については、工事ごとに見積価格を取得し、価格交渉の上、決定しております。

(2) 事務所の賃貸料については、近隣の取引事例を勘案し、交渉のうえ決定しております。

(3) 資金の運用・調達については、その金額と期間により、市場実勢金利等を勘案して決定しております。

(注3) 上記(注1)及び(注2)を含みます。)は対象者の第35期有価証券報告書(平成21年6月26日提出)、第36期有価証券報告書(平成22年6月25日提出)及び第37期有価証券報告書(平成23年6月24日提出)を参照して作成しております。

#### (2) 役員との取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、エイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。また、本提案に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、対象者からの委嘱に基づき、本独立役員の監査のもとで本取締役による本提案に関する検討及び当社との交渉がなされ、対象者は、本取締役から、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、それらの結果の報告を受けた

とのことです。さらに、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。そして、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引の目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、また本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。対象者の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさや安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

対象者は、1974年（昭和49年）12月に当社の鉄構事業部建材部から分離独立し設立され、コンクリート系及び鋼製双方のセグメントを生産する企業として発展してきました。さらに自走式立体駐車場や防音壁等の建築分野にも進出し、1988年（昭和63年）3月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場しました。

一方、公共事業の縮減と民間建設投資の低迷により平成17年3月期からは売上高が減少に転じ、特に、平成19年3月期には45億円の純損失に転落するとともに、3期連続で純損失を計上しました。このため2008年（平成20年）11月に事業構造の再構築と財務基盤の強化を目的とした経営改善中期計画を策定し、強みを持つ分野への集中、収益性を重視した営業活動の推進や組織の見直しとスリム化を進めることで、平成22年3月期から純利益を計上しています。

しかしながら、対象者の事業環境は急速に変化しており、平成24年3月期第2四半期決算で公表されたとおり、再度純損失の計上が避けられない見通しとなり、2011年（平成23年）7月には希望退職者の募集、同年10月には自走式立体駐車場事業を当社グループ会社のIHI運搬機械株式会社へ譲渡するなど収益改善に取り組んでいますが、先行き不透明な経済情勢や今後の競争環境次第では、対象者単独ではこのような状況の解消が困難になる可能性があります。

以上のような状況認識に基づき、当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年（平成23年）9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や当社が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、当社の完全子会社とした上で当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわ

せて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社にとりましても、対象者の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体としてのコスト削減効果も期待できるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者は平成24年2月3日に「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は当社の連結子会社であり、また対象者の取締役のうち1名及び社外監査役のうち2名が当社の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、みずほ証券及び野村証券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

#### ( ) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。

( ) D C F 法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月3日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値148円に対して18.24%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、エイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	109円～143円
D C F 法	121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（143円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（126円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（109円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したD C F法において算定の基礎となる事業計画は、平成29年3月期までの将来の事業計画であり、平成24年3月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本提案に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定

することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない本取締役に対し、当社及び対象者から独立した本独立役員の監査のもと、( )当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、( )前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、( )平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、( ) (a)本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに( )本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付け価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニュー法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

#### 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月
最高株価(円)	104	101	88	212	172	193	152
最低株価(円)	90	82	82	79	111	132	143

(注) 平成24年2月については、平成24年2月3日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第36期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)平成22年6月25日 関東財務局長に提出  
事業年度第37期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)平成23年6月24日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第38期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月10日 関東財務局長に提出  
なお、対象者は、公開買付期間中の平成24年2月10日頃に、第38期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項ありません。

【訂正報告書】

該当事項ありません。

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】  
石川島建材工業株式会社  
(東京都墨田区両国二丁目10番14号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5 【その他】

### (1) 特別損失の計上について

対象者が平成23年11月8日に公表した「特別損失の計上に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年11月8日開催の取締役会において、持分法適用会社である関西セグメント株式会社の株式を同社に譲渡することを決議し、これにより投資有価証券売却損が発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

### (2) 平成24年3月期第3四半期決算短信

対象者は、平成24年2月3日に、東京証券取引所において「平成24年3月期第3四半期決算短信(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### 損益の状況

決算年月	平成24年3月期 (第38期)第3四半期累計期間
売上高	5,277百万円
営業利益	313百万円
経常利益	204百万円
四半期純利益	324百万円

#### 1株当たりの状況

決算年月	平成24年3月期 (第38期)第3四半期累計期間
1株当たり四半期純利益	15.67円
1株当たり配当額	-円

(注) 対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成24年2月10日頃に、第38期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

### (3) 配当予想の修正

対象者の平成24年2月3日付「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。